

[事業のご案内](#)
[くらしと水道](#)
[水質・水源](#)
[料金・届出](#)
[広報、お客様の声](#)
[防災への備え](#)
[キッズページ](#)
[窓口のご案内](#)

くらしと水道

直結給水について

15階建て程度までの直結給水が可能です

受水槽の衛生問題の解消、設置スペースの有効利用、省エネルギーの推進など「給水サービスの向上」のため、5階建て程度までの建物全体の直結直圧給水方式、15階建て程度までの直結増圧給水方式の給水が可能です。

直結給水には、配水管の水圧を利用し、末端の蛇口まで給水する直結直圧給水方式と、給水管の途中に増圧設備を設置して給水する直結増圧給水方式があります。

5階建て程度までの直結直圧給水方式

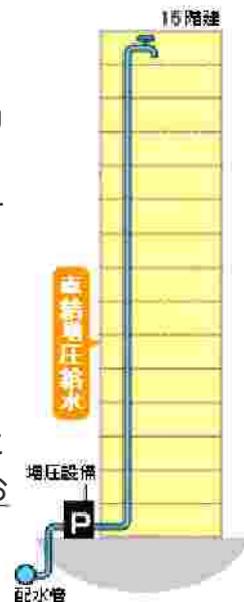
水圧が0.3MPa以上の地域で、5階建て程度の建物に配水管水圧を利用して蛇口まで給水する方法です。地域により水圧が異なりますので、詳しくは給水装置課にお問い合わせください。



15階建て程度までの直結増圧給水方式

水圧が0.15MPa以上の地域で、15階建て程度までの建物に配水管より引き込まれた給水管の途中に認証された増圧給水装置（水道用直結加圧型ポンプユニット）を直結し、給水管内の水圧を増圧し蛇口まで給水する方式です。

- 1 新しい建物で直結給水方式にする場合や、既存建物で既に受水槽方式で給水している建物を直結給水に変更する場合は、事前に協議が必要です。また、適合要件もありますので、給水装置課にお問い合わせください。
- 1 設置費等の費用はすべてお客様の負担となります。



直結給水に関するお問い合わせ先

給水装置課 TEL 022-304-0043

[くらしと水道 目次へ](#)

[ページの上へ戻る](#)

Copyright (C) 仙台市水道局 All rights reserved.
〒982-8585 仙台市太白区南大野田29-1

